

犯罪の被害に遭われた方のために

問1 被害に遭ったら、どうすればいいのか。

問2 被害届は、どこの警察署でも出せるのか。

問3 被害届を出したいが、被害届の書き方が分からない。

問4 被害届を出した場合、ほかに必要となる手続はあるのか。

問5 「実況見分への立会い」とは何か。

問6 事情聴取では、どんなことを聞かれるのか。

問7 被害届を出した場合、何回も警察署へ行くことになるのか。

問 1

被害に遭ったら、どうすればいいか。

まずは、110番通報又は最寄りの警察署に連絡してください。

〔 被害に遭われた直後や緊急を要する場合は、すぐに
110番通報してください。 〕

警察官が、被害状況等をお尋ねした上で、御協力していただきたいことなどを御案内します。

問 2

被害届は、どこの警察署でも出せるのか。

事件捜査は、基本的に被害に遭った場所を管轄する警察署が行いますので、その管轄警察署へ届出に行かれるとスムーズに進みますが、ほかの警察署であっても被害届は受理できます。

被害に遭った場所が分からなかったり、管轄する警察署に行けない場合は、最寄りの警察署に御相談ください。

問 3

被害届を出したいが、被害届の書き方が分からない。

被害届の作成は、警察官による代書も可能ですので、書き方が分からなくても御心配いりません。

まずは、お近くの警察署等に御相談ください。

問4

被害届を出した場合、ほかに必要となる手続はあるのか。

事件の内容に応じて、^{じつきようけんぶん}実況見分への立会い、事情聴取、証拠物件の提出等刑事手続上必要な御協力をお願いすることになります。
そのことで御負担をお掛けすることもあります。犯人を捕まえて処罰するため、そして、同じような被害に遭う人を少なくするためにも、是非、御協力をお願いします。

問5

「実況見分への立会い」とは何か。

^{じつきようけんぶん}「実況見分（現場検証）」とは、被害場所等で、警察官が現場の状況を確認したり、証拠となるものを探したりする捜査手続であり、その際に、立会いをお願いする場合があります。
ある程度の時間が掛かりますが、事実の解明や犯罪の立証に必要な場合に行うものですので、御協力をお願いします。

問6

事情聴取では、どんなことを聞かれるのか。

担当の捜査員が、被害に遭った時の状況や犯人について知っていることなど詳しく事情をお聴きします。
思い出したくないことや言いたくないこともあるかと思いますが、犯人や犯罪事実を明らかにするため、必要があってお尋ねするものですので、御協力をお願いします。

問7

被害届を出した場合、何回も警察署へ行くことになるのか。

被害届の提出にあたり、犯人を捕まえるために、様々なことで御協力をお願いすることがあります。

ただし、事件によって、複数回、来ていただく場合もあります。

警察も、できるだけ届出人の予定や負担等について配慮しますので、都合が悪い日や体調が優れないときは御相談ください。